

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額（上限）及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	0 円
特定の条件による特別の求職者の開拓や、 そのための調査・探索	【着手金】 求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 150%に相当する額、または、1 億 5,000 万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 【中間報酬】 求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 150%に相当する額、または、1 億 5,000 万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 【成功報酬】 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 150%に相当する額、または、1 億 5,000 万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 150%に相当する額、または、1 億 5,000 万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 手数料負担者は求人者（求人企業）とする。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 s a g a s u株式会社

東京都新宿区新宿 1-24-7 ルネ御苑プラザ 1120 号室